

青木村移住・定住促進住宅（民間活用型）家賃補助事業
補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、青木村に移住又は定住するために住宅を借り受けようとする者に対し予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 移住 転入後、青木村に相当期間生活の本拠地を置くことをいう。
- （2） 定住 転入の有無にかかわらず、青木村に相当期間生活の本拠地を置くことをいう。
- （3） 住宅 地方税法（昭和25年法律第266号）第73条第4号に規定する住宅（社宅、事業所の寮、雇用促進住宅及び3親等内の親族が所有する住宅等を除く。）をいう。

（補助金の交付対象者）

第3条 補助金の交付の対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- （1） 青木村に移住（住民登録）した者、又は青木村に定住し、独立して生計を営もうとする者
- （2） 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻の関係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者を含む）があること。
- （3） 青木村に移住又は定住する目的で自ら居住するための住宅を自らの資金で借り受ける者
- （4） 居住地域の地域活動に積極的に参加できる者
- （5） 補助金の交付決定後、3年以上継続して村内の住宅に居住する意思のある者

2 前項に該当する者であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付対象から除くものとする。

- (1) 同一世帯のいずれかが前住所地の市町村及び青木村に市町村税等（国民健康保険税・料、介護保険料、保育料、上・下水道料等を含む。）の滞納をしている場合
- (2) 補助対象の住宅に本補助金の交付を受けている者が居住している場合
- (3) 同一世帯のいずれかが生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する生活保護受給世帯その他の公的家賃補助を受けている場合
- (4) 同一世帯のいずれかが暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員に該当している場合
- (5) その他村長が不適切な事由があると認める場合
（補助金の対象経費及び補助月額）

第4条 補助金の交付対象経費は、賃貸借契約に定められた賃借料（共益費、駐車場使用料及び区費等を除く。）の額とし、補助月額を1万5千円とする。ただし、賃借料が補助月額を超えない場合は、補助金を交付しないものとする。
（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、青木村移住・定住促進住宅（民間活用型）家賃補助事業補助金交付申請書（様式第1号）に移住・定住誓約書（様式第2-1号）、青木村移住・定住促進住宅（民間活用型）家賃補助事業補助金に係る閲覧承諾書（様式第2-2号）その他関係書類を添えて村長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 村長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、要件に適合していると認めたときは、青木村移住・定住促進住宅（民間活用型）家賃補助事業補助金交付決定通知書（様式第3号。以下「決定通知書」という。）により当該申請者に通知するものとする。

2 前項に基づく補助金交付決定後に居住する住宅の変更があった場合は、速やかに青木村移住・定住促進住宅（民間活用型）家賃補助事業補助金変更承認申請書（様式第4号）を提出するものとする。

3 前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、要件に適合していると認めるときは、青木村移住・定住促進住宅（民間活用型）家賃補助事業補助金変更承認決定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第7条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（交付請求手続き）

第8条 交付決定者は、決定通知書を受けたときは、青木村移住・定住促進住宅（民間活用型）家賃補助事業補助金請求書（様式第6号）により、村長に補助金の請求をすることができる。

（補助金の交付）

第9条 村長は、前条の請求書の提出があったときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から補助金の交付を開始し、貸主又は管理業者等に入居状況を確認の上、4月、7月、10月及び1月に交付するものとする。なお、交付期間は、24月を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、交付期間中に第3条の要件を欠くに至った場合は、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）に補助金の交付を終了するものとする。

（更新交付の申請等）

第10条 補助金の交付期間を更新し、引き続き補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付終了後1月以内に、更新交付の申請を行わなければならない。

2 前項の規定による更新交付の申請があった場合の手続については、第5条、第6条、第8条及び第9条の規定を準用する。なお、補助金の交付は、請求書の提出があった月から開始する。

(補助金の交付決定の取消及び返還)

第11条 村長は、補助金の交付を受けようとし、又は受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すとともに既に交付をした補助金を返還させることができる。

(1) 正当な事由がなく、補助金の交付を受けた住宅に転入・転居してから3年未満に転出又は住宅を第三者に譲渡したとき。

(2) 実態を伴わない転入、転出など不適切又は不正な行為によって補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定による補助金の交付決定の取消し又は補助金の返還をさせることが決定したときは、青木村移住・定住促進住宅（民間活用型）家賃補助事業補助金交付取消決定通知書（様式第7号）により、交付決定者に通知するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月15日から施行する。